

付 議 第 1 号

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例施行規則を制定する規則議案

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例施行規則を別紙のとおり制定することについて、議決を求める。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和6年月日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（令和6年高知県条例第45号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校給食を実施する学校)

第2条 条例第3条第1項の教育委員会規則で定める学校は、次に掲げる学校とする。

- (1) 高知県立高知国際中学校
- (2) 高知県立中村中学校
- (3) 高知県立高知ろう学校
- (4) 高知県立中村特別支援学校
- (5) 高知県立盲学校
- (6) 高知県立山田特別支援学校
- (7) 高知県立高知若草特別支援学校（本校及び子鹿園分校に限る。）
- (8) 高知県立日高特別支援学校
- (9) 高知県立高知江の口特別支援学校（本校及び国立高知病院分校に限る。）

(学校給食費等の額)

第3条 条例第4条第2項の教育委員会規則で定める額は、前条各号に掲げる学校ごとに高知県教育長（以下「教育長」という。）が定める。

(学校給食費等の納付期限)

第4条 条例第4条第3項の教育委員会規則で定める日は、第2条各号に掲げる学校ごとに教育長が定める。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食
費等の管理に関する条例施行規則

参考資料 1

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例施行規則議案説明

1 規則制定の目的

この規則は、高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例（令和6年高知県条例第45号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 主要な内容

- (1) 条例第3条第1項に定める学校給食を実施する学校を定める。（第2条）
- (2) 条例第4条第2項に定める学校給食費等の額について、学校ごとに教育長が定めることとする。（第3条）
- (3) 条例第4条第3項に定める学校給食費等の納付期限について、学校ごとに教育長が定めることとする。（第4条）

3 施行期日

令和7年4月1日

【実施校（第2条）】

学校名	
高知県立中学校	高知国際中学校
	中村中学校
高知県立特別支援学校	盲学校
	高知ろう学校
	山田特別支援学校
	山田特別支援学校田野分校
	高知江の口特別支援学校
	高知江の口特別支援学校国立高知病院分校
	高知若草特別支援学校
	高知若草特別支援学校子鹿園分校
	日高特別支援学校
	日高特別支援学校高知みかづき分校
日高特別支援学校高知しんほんまち分校	
中村特別支援学校	

参考資料2

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例

令和6年10月18日条例第45号

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例をここに公布する。

高知県立学校における学校給食等の実施及び学校給食費等の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、県立学校における学校給食及び寄宿舎食の実施並びに学校給食費、寄宿舎食費等の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。第3号において「特別支援学校給食法」という。）第2条に規定する学校給食をいう。
- (2) 寄宿舎食 県立の特別支援学校の寄宿舎において提供する食事をいう。
- (3) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第2項の規定により同項に規定する保護者等が負担することとなる経費をいう。
- (4) 寄宿舎食費 寄宿舎食に要する経費のうち、保護者等（幼児、児童又は未成年の生徒にあっては学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者を、成年に達した生徒にあってはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。第4条第1項において同じ。）が負担することとなる経費をいう。
- (5) 教職員学校給食費等 幼児、児童及び生徒以外の者であって、学校給食又は寄宿舎食と同様の食事の提供を受ける教職員その他のもの（第4条第1項において「教職員等」という。）が負担する経費をいう。
- (6) 学校給食費等 学校給食費、寄宿舎食費及び教職員学校給食費等をいう。

(学校給食等の実施)

第3条 県は、県立学校のうち教育委員会規則で定める学校において、学校給食を実施するものとする。

2 県は、県立の特別支援学校の寄宿舎において、寄宿舎食を実施するものとする。

(学校給食費等の徴収等)

第4条 知事は、前条第1項の規定により実施される学校給食又は同条第2項の規定により実施される寄宿舎食の提供を受ける幼児、児童又は生徒の保護者等及び教職員等（第3項において「学校給食費等負担者」という。）から学校給食費等を徴収するものとする。

2 学校給食費等の額は、教育委員会規則で定める。

3 学校給食費等負担者は、学校給食費等を教育委員会規則で定める日までに納付しなければならない。

（学校給食費等の減免）

第5条 知事は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費等を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。